

第一編 資金及び資材

A 工事費と財源

一、工事費及び財源決定の基準

錦帯橋再建工事費に幾許を要するか、又その財源を何処に求めるかといふことは貧弱な財政に立つ岩国市にとっては誠に重大な問題であつた。工法の進歩した今日技術上より見て難易の差はあるにしても、錦帯橋の再建が不可能でないことは勿論のことである。然し乍ら如何に優秀な技術陣が控えていても資金に乏しく円滑な業務の運営が出来なければ完成は覚束ない。詞を換へて言えば財源を確保しその運営の妙を得てこそ立派な工事が完成することになるのである。斯うして見ると錦帯橋の再建は正に技術もさることながら、それよりもむしろ資金にあるのであつて、流失後逸早く財源を確保し再建への起上りを見せたところに錦帯橋早期完成の鍵があつたと筆者は思うのである。此の意味に於て再建工事費を速かに策定してその財源獲得に終始奔走した津田、久能両市長及び二代の市長に仕へて運動の第一線に躍動した徳政助役の偉勳は誠に賞すべきものありと言わなければならない。

岩国市としては当初から錦帯橋の再建工事費は、(一)過去に於ける架換工事費、(二)架換当時と昭和二十五年当時との物価比率、(三)特殊規格資材の使用、(四)近代工法の採用といふ諸点を考量して約一億五千万円と想定し全額国庫負担とすることにして関係当局に交渉を開始した。その工事費全額を国庫負担とする根拠は、流失の原因が国又は県の行政的措置に欠陥があつたが故で岩国市としては責任を負うべき筋合ひのものではないといふところにあつた。

主務官庁たる建設省では、(一)此の一億五千万円の工事費は見積過大である。假令それだけかかるとしても、道路としての普通橋梁の復旧ということを対象として査定しそれに所定の比率を乗じたるものを以つて国庫負担額とすること、(二)建設省より支出する国庫負担額を超過する工事費は文化財保護委員会、山口県等より補助金を支出せしめると共に岩国市に於て負担(建設省よりの国庫負担金以外のものを総括して所謂別途負担と称す)すべきであることを主張した。(詳細後述)

岩国市当局は建設省の意見を参酌して別個に山口県及文化財当局にも交渉し決定に迄は至らなかつたが大體何れよりも各一千万円程度の補助は可能性ありとの判断のもとに、(一)国庫負担、(二)文化財補助、(三)山口県補助、(四)寄附、(五)純市負担より成る錦帯橋災害復旧事業歳入歳出予算(当初予算)の編成に着手した。

二、財源の内譯と變動の経緯

再建工事費の財源が多種多様である上に或ものは金額が確定していても工事の出来高に応じて支出され、或ものは国家財政の都合上折角決定した支出の時期、金額が屢々変更された為建設局の工事遂行に重大な支障を生じたことは一再でなかつた。然しそれによる資金運営の労苦をしのぶというよりも次項に述べんとする工事費追加更正の原因に対する認識を深めるため此の財源の内訳及びその變動経緯について少しく説明を加へておきたいと思う。

(1) 外部財源

イ 国庫負担金(建設省関係)

建設省の錦帯橋再建に対する基本方針は原型復旧は認めるけれ共、国庫負担の対象は飽く迄「普通の平たい橋」をつくる為に必要なとする工事費を出でないものとするに於つた。之が為此の位置に木橋、鉄橋、コンクリート橋等各種の橋梁を架設する場合の建設費につき調査、研究を行い、国庫の負担すべき額及び総工費に対する比率を決定したのである。

斯くして錦帯橋の災害復旧(再建)工事は昭和二十五年災害として建設省の査定を受け総工費七千七百四十三万五

千余円、実施設計金額六千六百三十二万円に對する国庫負担金額は四千六百七万二千円と決定され、尙その国庫負担額は昭和二十五年度工事施行分に對してのみ全額、爾後の工事に對しては之に相應する右負担金の一定比率（約七割）を乗じた額を以つて實際の支出額（岩国市の手取額）とすることになった。

然るに昭和二十六年七月十日ケイト台風による洪水によつて工事途上若干の被害を蒙つたので之を機会に二十五年災害を打切り精算（之迄の出来高に對しては既定の比率計算により国庫負担金を支出）の上改めて二十五年災害の未成部分を織込んだ工事（総工費一億九百六十八万三千元、実施設計金額八千八百十四万八千元）を二十六年災害として再査定を受け之に對する国庫負担金を六千九百五十八万八千元とすることに變更増額されたのである。ケイト台風による錦帯橋再建工事の被害は差して大なるものではなかつたが、九州、中国に於て甚大な被害を受けた地も相当數多く、之を楔機として勞務賃金、土木工用資材は暴騰しつゝあつて、当初の予算では最早工事の遂行は至難の状態に陥つていた折柄、恰も之に對応せしむるが如く此の台風を機に国庫負担金増額の措置がとられたことは岩国市にとつては望外の幸であつたといひ得る。と同時に吾々は如何に當時の建設省当局者が錦帯橋再建に熱意を有し且真劍であつたかを窺ひ知ることが出来ると思ふ。

ケイト台風による被害の処置が終つたか終らぬかという十月にはそれこそ未だ會てなき暴風雨に見舞われ、岩国地方の住民をして地獄の底にたたき込み、その被害は凶り知る可からず、錦帯橋の工事もケイト台風の数倍する被災を蒙るに至つた。即ちルース台風の襲来である。（此の被害狀況については第五編余録参照）岩国市当局としてはケイト台風による被害につき建設省の好意により既に相當の国庫負担の増額を得ているので、如何にルース台風による被害甚大なりとは言え錦帯橋の再建工事につき更に建設省に迷惑をかけることは差控へたいというのが市長以下幹部の一致した意見であつた。

然しながら被害の調査進捗に伴いその額は予想以上の數字を示すに至つたばかりでなく、賃金、資材特に木材の暴

騰は再建工事の将来に暗影を投ぜずには置かなかつた。建設局当事者としては何とか此の窮境を打開すべく非公式ながら昭和二十六年十一月中旬から一月下旬に亘り設計変更による国庫負担金の増額に関する交渉を進めた結果、総工事費、実施設計金額は据置き国庫負担金のみを七千五百七十三千円に増額（手取約四百万円増となる。）の承認を得ることが出来た。実は後述する文化財補助金総額一千万円の予定が六百万円に減額されんとする空気が濃厚となり、万一の場合之が補填を如何にするかにつき岩国市は少なからず狼狽し、苦慮していた真最中でもあったから、此の朗報は全く早天に慈雨以上の喜びであり、再建工事の前途に一大光明を齎したものと言うべきであつた。

その後国庫負担率の変更等もあつて国庫負担金の総額は七千八百万円（手取額六千万円）を超へ、再建工事費の大半を賄う最も有力な財源となつていたのである。

ロ 文化財（保護委員会）補助金

建設省よりの国庫負担金にしても文化財保護委員会よりの補助金にしても同じ国家よりの支出金であることに変わりはないので同じ対象に重複して資金が交付されるものではない。従つて文化財よりの補助金は「名勝天然記念物」の復旧という点を考慮し建設省に言う「平たい普通橋」を更にアーチ型即ち「大坂橋」にする橋体（木橋）部及び天然記念物としての要素を構成する橋脚軀体の積石（石垣）、床固（敷石）の工事につき建設省の国庫負担金が不足する部分を対象として補助金を支出することに予め建設省、文化財両当局間に於て連絡協議の上諒解されていることは勿論のことであつた。唯此の二つの支出金の實質上相違している点は、国庫負担金は工事費との比率が重視され、剰余金（未成工事等の場合）が生じたときは之を国庫に返還しなければならぬが、文化財補助金にはそうした制約のないのを建前としていた。

元来建設省よりの国庫負担金は二十五又は二十六年災害として査定を受けているが、工事は昭和二十七年度（二十八年三月末日迄）完成を目標に支出されるものであるから文化財保護委員会よりの補助金も大体之に同調して支出

されるのが当然である。然し文化財は文化財として予算の関係もあつて之に做うことが出来ず、支出の年度が一年遅れの昭和二十六、七、八年度に分割して交付されることに内定していた。その為に岩国市は後日資金の獲得、運営、精算に不測の手違いを生じ之が対策に悩まれ通したものである。

補助金一千万円の夢破る。当初岩国市は文化財保護委員会に対し少くとも一千万円程度の補助を得るよう陳情し事務当局の内諾もあつたので直ちに一千万円の補助申請手続をすると共に、錦帯橋再建工事の歳入歳出予算もこの金額の収納を前提として編成された。昭和二十七年四月、二十六年分として五十万円が交付されたけれ共残額九百五十万円については交付決定の内示もなければ年度別割当額についても判明しない状況で在った。錦帯橋の再建工事は否応なしに二十七年には完成しなければならぬのであるに不拘、当該年度に入つても尙且補助額が確定しないのは工事の遂行上支障を生ずるのは当然である。二十七年予算審議に当り市議会に於ても此の点が問題となり三月下旬塩井委員長外市議数名が上京して文化財当局に補助額の早急決定及び交付促進につき陳情したが当時は確定迄には至らなかつた。

そこで徳政助役、品川局次長、同局中村技術吏員は三月下旬上京、文化財当局と種々懇談協議の結果一応次の通り内定した。

- (一) 文化財保護委員会として支出し得る補助金の総額は最高六百万円とし極力その交付実現に努力する。
- (二) 昭和二十七年年度の交付額は二百万円ということに既に大蔵省との交渉も済み、決定したので残額三百五十万円は二十八年度に交付する。但しその交付時期は二十七年の出納閉鎖期である二十八年五月末日迄とし、岩国市の二十七年決算処理に支障を来さないよう考慮する。

文化財当局が当初補助金一千万円を口にしたのは別に確かな根拠があつた訳ではなく、錦帯橋が世界に誇る文化財であるから是非復旧せしめたいという気持ちから建設省との振合いもあり、好意的に一千万円位は何とか出してやりた

いという当局者としての希望を洩らした程度のものに過ぎなかった。然し今日の六百万円という数字は、二十六年災害査定工事費八千八百余万円から国庫負担金額六千九百余万円を控除した残額は所謂普通橋を大鼓橋とする為特別に要する経費と看做すことが出来るから前例等をも考慮してその三割程度の六百万円は理論上補助し得る金額であるという理由に立脚しているのである。

一千万円より六百万円と一挙に大幅の減額!!岩国市にとっては容易な事態では無いけれ共、国家予算の現状から観てこれ以上を求むることは却つて文化財当局を苦しめることであり、一方建設省の国庫負担金増額ということもあるので、此の六百万円という金額が確実に支出せられるならば何とか工夫して工事は遂行し得ないことは無いであろうとの見解で不本意ながらも折合うことにした次第であつた。

更に三〇五〇万円に減額さる。再建工事は快速調裡に進み二十八年一月十五日には渡初式を挙行し得る見透しも略ついた二十七年十一月中旬、竣工前の渡初式挙行問題につき建設省、文化財当局に諒解を求むることにした。建設省当局は通行し得る状態になつたものは一日も早く一般交通の用に供すべきだとして賛意を表したが、文化財当局の意響は慎重で「竣工後の渡初式挙行なら問題ないが竣工前の渡初はとかく誤解を招き、場合によっては二十八年度分補助金の獲得に影響がないとはいへないから竣工後に延期せよ」という持論を譲らなかつた。岩国市としては成るべく早く一般交通の用に供するということよりも観光岩国の宣伝、観光客誘致という見地から渡初式の挙行時期を重視しているのであるから、あらゆる手を尽して文化財当局を納得せしむることに努力した結果、岩国市は竣工前の渡初であることを周知徹底せしむること、竣工前渡初実施の許可申請書を文化財保護委員長宛に提出し、その承認を得ることを条件として漸く一月十五日渡初式挙行は中央の諒解を得たのである。

昭和二十八年一月十五日!!それは世紀の盛典錦帯橋の渡初式が花々しく挙行され岩国は歓喜の増埒にあつた日であるが、中央では大蔵省、文化財両当局が昭和二十八年度予算の折衝に火華を散らしている時であり又「錦帯橋再建工

事に対する補助金全額削減の虞れあり、至急対策を講ぜよ」との電報が文化財事務局より岩国市に舞込んだ厄日でもあった。文化財当局の杞憂は杞憂に終らずして現実のものとなったのである。こと茲に及んだのは、(一)渡初式挙行数日前に於ける各新聞の錦帯橋に関する記事は大蔵省当局を刺激し、それだけでなく何とかして予算の削減をと大童の折柄であったから「既に完成したものに多額の補助金を支出する必要はない」との口実を与へたこと、(二)予算の折衝に当る大蔵、文化財両当局の係官共中途に於て殆んど異動更迭して錦帯橋の補助金に関する経緯についての認識も説明も不充分であったことに起因していると想像されるのであるが、岩国市当局にとっては青天の霹靂という外はない。いずれにせよ事態を此の儘に放任しておく訳には行かない為渡初式の後始末終了後徳政助役、品川局次長は上京の上当時参議院議員であつた栗栖尠夫氏の尽力下に大蔵省、建設省、文化財当局の説得、泣き落としにと奔走したのであるが、頽勢を挽回するに至らず僅かに、(一)文化財より百万円を二十八年分として捻出交付することとし、残り二百五十万円の支出については補正予算の際に考慮する、(二)此の削減によって工事費に不足を生じたときは市債の増額によって補填し得るよう大蔵省としても考慮するということを収穫とし得たのみで三百五十万円の交付期待は全く不可能の状態となつて終つた。

従つて錦帯橋再建工事に対する文化財保護委員会よりの補助金は昭和二十六年分五十五万円、二十七年分二百万円、二十八年分百万円、合計三百五十万円で最初予定した一千万円の約三分の一程度に減額した。

(註) 文化財保護委員会の天然記念物(重要文化財……国宝を除く)に対する補助金総額は必ずしも毎年同額ではないが大體六、七百万円位で、之を全国都道府県に適宜配分するのを例としている。錦帯橋の場合について見ても建設省としては数十、数百億の災害復旧事業費を予算に於て獲得しているから、状況によっては国庫負担金を相当増額するだけの融通性もあり余力もあるが、文化財の予算に於ては斯うした融通性がなく、その予算額も少額であるから、一千万円が三百五十万円に減額されたとしても、その金額は破格の決断による結果であり、又天然記念物の地位にある建造物に対し斯く多額の補助金が交付されたことは他に類例を見ない実状にあることを思えば錦帯橋の再建に寄せられた文化財当局の好意も亦特筆に値すべきものと言ふべきであらう。

ハ 山口県の助成金

錦帯橋流失の原因と同橋が県下屈指の文化財であることに思い至れば之が再建工事を山口県当局が徒らに拱手傍観しておられる訳のものでないことは自明の理である。岩国市は流失直後以来屢々県当局に対し助成金一千万円支出の件を交渉し、或程度の諒解はついていたものの容易に決定する迄に進捗を見なかつた。昭和二十六年三月十六日岩国市長及び市議会議長は連名を以つて県知事及び県議会議長宛に要望書を提出し、同月二十八日県議会議長名にて岩国市長宛に「三月定例会に於て県費補助に関する請願は採択することに決定した」旨通達があつたが、その金額については触れるところが無いばかりか、その後も之が予算化に何等具体的な動きは見られなかつたのである。

昭和二十六年十月、岩国市長は県知事宛に一千万円交付促進陳情書を提出、更にルース台風による被害状況視察の為来岩した田中知事、小沢副知事、県議会の土木、建築、総務各委員にも陳情する等岩国市の県当局に対する運動は漸く活発化を示すようになった。超えて二十七年三月には岩国市長より重ねて県知事に促進陳情書を提出する外、市当局者及び市議会側特に錦帯橋特別委員会の委員数名は地元県会議員市木万四、朝枝俊輔氏等と合流して県当局に陳情の為の波状攻撃を行い、遂に三月二十六日の昭和二十六年追加更正予算を審議する県議会に於て、二十六年度に一千万円全額を支出助成することを議決せしむることに成巧、県助成金交付問題は茲に一挙に解決し再建工事の推進に偉力を發揮したことは否めない事実であつたことを附記しておく。

ニ 寄 附 金

再建工事費の一助として大規模の寄附金を募集するということも考えられないでも無かつたが、時局柄大きな期待は持てないばかりか、場合によっては経費倒れの懸念がないとも限らないので寄附金募集運動は展開しなかつた。それでも約三十二万円の寄附金が収められたということは錦帯橋なればこそその感を深くせざるを得ないのである。ただあの流失時に顔を蔽うて号泣した岩国市民から僅かに指を屈する程度の寄附しかなかつたということは、昭和二十五

年度の全額国庫負担ということが「錦帯橋は全額国庫の負担で再建される」と誤り伝えられた結果に因るものと推察されるが、一抹の寂寥を感じざるを得ない。

寄附者の氏名、寄附金額等は次の通り。

住 所	氏 名	金 額
山口市役所内	山口県十市市長会 代表 山下太郎	一〇〇、〇〇〇円
岩国市土手町	株式会社義済堂労組 代表 白木正人	五〇、〇〇〇円
山口市役所内	山口県十市議会議長会	五四、〇〇〇円
	宮野 甚一 外	三五、〇〇〇円
	毎日新聞社	三四、五〇〇円
岩国市今津	岩国市土木協会 代表 日野賢 外十名	一〇、〇〇〇円
岩国市本町三丁目	錦帯橋建設鉄工会 代表 梶川岩雄 外	一〇、〇〇〇円
山口市湯田	西村屋旅館	五、〇〇〇円
	湊川神社修復期成同盟 会長 宇垣一成	五、〇〇〇円
岩国市室木	中国配電岩国営業所 松田喜三 外	二、三五〇円
同 今津	豊岡ヤス子	二、〇〇〇円
同 錦見	在日大韓国青年団岩国支部 代表 吉洪根	二、二〇〇円
同 同	稻荷講 代表 白銀品二	二、〇〇〇円
大阪市中津南通り三丁目一〇	沖村 キヨ	一、〇〇〇円
岩国市材木町	岩井 清	一、〇〇〇円
同 鉄砲小路	白銀 ユリ	一、〇〇〇円
同 岩国駅前	日通岩国支店 吉田一三	一、〇〇〇円
同 錦見	玖珂東区警察署員一同	一、〇〇〇円
同 今津	岩国市役所親和会一同	一、〇〇〇円

久留米市両替町	古賀 彌太郎 (連名)	一、〇〇〇円
岩国市本町	重村	
岩国市	松田利彦 外二名	六〇〇円
石川県北野村	宮尾文治	五〇〇円
	大井定	二〇〇円
岩国市魚町	魚谷徳夫	一〇〇円
同 錦見	恩田保雄	一〇〇円
合計		三一九、六五〇円

(2) 内部財源

イ 一般会計よりの繰入金

事業に要する経費の一部は岩国市の財政に於て賄わねばならぬ。当初より工事費の部分は起債によるが事務費は総て(国庫負担金額の約百分の五は事務費補助となる)一般会計よりの繰入によって賄うことになっていた。これは錦帯橋再建事業は特別会計とされ、事業による収入を予定することが出来ない関係から当然の措置といわねばならぬ。

此の繰入は昭和二十六年年度予算に於て一千万円とし、工事完成迄之により賄い得る想定であったが、昭和二十七年に於て三百万円の追加を余儀なくされたのである。

その理由はベース・アップによる人件費の増加と、一時借入金の利息が増嵩したことにある。ベース・アップによる人件費の増加は当然のことと異論の余地はないが、此の一時借入金に対する利息約二百万円の増額は市議会に於ても問題となった。勿論当事者として借入金のみ依存し利息の増加に無関心な訳ではないが、国庫負担金や補助金は事後に於て工事査定の上交付されるもので、その時期に確実性乏しく一面工事は好天に恵れば勢に乗じて躊躇なく進捗する為多少の利息増嵩は無視しても一時借入金によって賄をつけ工事の進捗を図らなければならぬ。二十七年

度は斯うした事情下に於かれる機会が多かつた為に予定を遙かに超過する利息を支払うことにもなつた次第なのである。若しあの場合利息の節約に汲々とし収入に左右拘束されて逡巡していたならば工事は停頓して、あれ程の早期完成は得られなかつたと思われる。仮令これによつて支出が多くなつてもその不利益は四ヶ月に近い早期完成によつて充分償うて余りがあつたことを筆者は確信を以つて断言し得ると思う。

ただし此の三百万円は岩国市の財政の都合で決算の際市債に振替へられることになつた。

ロ 雑 収 入

錦帯橋の再建工事は会社や市の一般公共（運輸、水道、競馬）事業の如く営利を目的とするものでは無いから、当初より多種多額の雑収入を予定していない。従つてその雑収入の大部は二ヶ年余に及ぶ工事中回収拾得したセメント空袋の売却代及び工所用材等の残存物件売却代に限られた。

（註） 1 セメント袋の回収、拾得ということは殆んど他に例がないといつて良いが錦帯橋建設局に於ては諸種の事情を考慮して試験的に実施した。

2 工所用材の残存物件売却代金は百余万円に達したのであるが、之等の大部分は精算に於て雑収入に算入せず別途収入として一般会計の雑部金に預入した。

ハ 市 債

昭和二十五年度は期間も短かく、工事の規模も小さかつた為に五百万円の起債と四百万円の国庫負担金にり賄つて余りがあつた。然し二十六年度は工事量並工事費の増大で勢い市の負担も嵩み一千二百万円となつた。二十七年度は最初一千百万円を予定したものの、（一）前述した一般会計より繰入れらるべき三百万円が市債に振替へられたこと、（二）二十八年度第一四半期に交付せらるべき文化財補助金二百五十万円が一百万円に減額され残余の二百五十万円も又市債により賄わざるを得なくなつたこと等に因り市債起債額は総額一千六百五十万円を超越する状態に立入つたが、大蔵省よりの起債認可が一千五百二十万円に限定されたばかりでなく右金額の起債を行わなくても工事剰余金の出でくる

見透しもついて来たので市債発行額は大蔵省の限定額に止めることとなった。即ち再建工事の爲の起債金額は三千二百二十万円の多きに達したのである。

要するに最初工事費の全額国庫負担が主唱され更に二千万円も市が負担すれば良いだろうと予定された、錦帯橋再建工事も数度に及ぶ天災による被害と、それに伴う賃金、資材の騰貴という思わざる風波に翻弄されて市債のみにても総計三千二百二十万円、純市費負担額は之に一般会計繰入金を加算し四千二百二十万円、総工費の約三七・四%を示す結果となったのである。

(註) 再建工事精算の面に於ては純市費負担額は叙上の通りであるが、工事剰余金を生じた上に残存物件の売却代(売却代金の中には国庫補助対象のもの、単独市費対象のものあり)もあることであるから最終の市費負担決定額は三千七、八百万円程度かと推定せらる。

三、工事予算(含追加更正)及び決算

総工費の中事務費は原則として市の負担であり、工事費は国庫負担(建設省関係)と別途負担(建設省関係を除く文化財、県、市の支出)とに分類されていることは前述した通りである。

元来錦帯橋の再建工事は昭和二十五、六、七年度の三ヶ年に亘る継続事業であるから継続予算の形式を採れば毎年予算を編成しては之を市議会に附議する必要はないのであるが、社会、経済情勢の変動甚だしき時節でもあり、工事の状況を年度毎に市民に知悉せしめる機会を作ることにもなるので、当初の予算額は再建工事の全額を計上して実質は継続予算の形態を採りながら、毎年前年度の経費を差引いた残額を次年度予算としてその都度市議会の承認を求むることにしていた。その外状況の変化に応じ数回の追加更正予算を市議会に提出、承認を求めたが、此の再建予算の編成方式は資金の融通さえつけば、進め得るだけ工事を進め得るのであって、之を年度毎に分割した予算による場合に比較すると確かに仕事率が能率的であったことは間違いない。

ルース台風による国及び県の被害もさることながら、岩国市も市内の橋梁は大正橋を除き全部落橋流失、住宅、耕地の災禍を併せ被害十数億に達したのであるから最早錦帯橋の復旧のみに没頭し得ない情勢となり、爾後の資金獲得並運営は急速度に困難が加はつて来た。錦帯橋建設局員は斯る状況をよく理解し、此の与えられた予算の範囲内では是が非でも我等の錦帯橋を完成せしめねばならぬという堅い信念のもとに冗費の節約、支出の抑制に格段の努力を傾倒したことは再建史上忽がせにし得ない事績というべきであつた。

尙此の予算、決算（精算）の内容等の詳細については次の各表を参照のこと。

- (一) 昭和二十六年岩国市特別会計錦帯橋災害復旧事業歳入歳出予算書
- (二) 同右追加更正予算書
- (三) 昭和二十七年岩国市特別会計錦帯橋災害復旧事業歳入歳出予算書
- (四) 同右追加更正予算書
- (五) 錦帯橋災害復旧費精算総括表
- (六) 同工事費精算総括表
- (七) 同収支決算表
 - イ 国庫負担金収入状況
 - ロ 災害別各年度工事費支出一覧表
 - ハ 災害各年別事務費支出一覧表
- (八) 錦帯橋災害復旧工事打切精算表

附表

昭和二十六年岩国市特別会計錦帯橋災害復旧事業歳入歳出予算

款 一 項	1 錦帶橋災害復 1 旧 事 務 費		目	變更予算額	既定予算額	増 減		節	金 額		備 考
	1	2				比 較	各 目				
	1	2	職員給	七、四三、二〇〇 九、四一五、二〇〇 一、四六九、〇〇〇				2	九八、〇〇〇	事務技術吏員給 各四人宛	
		3	旅費	五〇〇、〇〇〇				6	三五〇、〇〇〇	傷害手当外 人夫賃	
		4	需用費	二、七〇〇、〇〇〇				11	三〇〇、〇〇〇	費用弁償 普通旅費 文具及消耗品器 材其他	
								12	一〇〇、〇〇〇	庁用燃料及油脂類	
								13	一、五〇〇、〇〇〇	食糧費	
								14	一〇〇、〇〇〇	印刷製本費	
								15	五〇、〇〇〇	現場事務所 電灯料その他	
								16	一〇〇、〇〇〇	諸道具運搬	
								17	一〇、〇〇〇	資材保管料	
								18	五〇、〇〇〇	保管料	
								20	五〇、〇〇〇	借料及損料	
								25	五〇〇、〇〇〇	備品費 測量製図器具其 他	

歳入歳出差引残金なし

昭和二十六年四月二日提出

歳出合計	2 施設費	5 諸費	三、四〇〇、〇〇〇
	1 橋梁施設費		六、〇一〇、〇〇〇
			六、〇一〇、〇〇〇
			七、四三、二〇〇
	26 原材料費	22 委託費	一〇〇、〇〇〇
	25 備品費	21 利息及び割	三〇〇、〇〇〇
	24 請負費	20 引料及び割	一、九〇〇、〇〇〇
	20 借料及び損	31 補償金及び	七〇〇、〇〇〇
		30 補償金及び	三〇〇、〇〇〇
		32 負担金補助	三〇〇、〇〇〇
			三〇〇、〇〇〇
			一、二〇〇、〇〇〇
			六、三〇、〇〇〇
			三〇〇、〇〇〇
			一、二〇〇、〇〇〇
			災害応急諸資材外
			器具機械
			器具機械購入
			失業保険災害保険
			一時借入金利子
			記録写真外

市債起債について

- 一、起債金額 一千万円也
- 一、借入目的 錦帯橋災害復旧費
- 一、借入金利率 年六分五厘以内
- 一、借入先 大蔵省予金部、銀行、その他
- 一、借入時期 昭和二十六年年度但し借入先と協定するものとする。
- 一、償還期限 据置期間を含み十五ヶ年以内とする。

岩国市長 津田彌吉

一、償還財源 市税其の他一般歳入金

一、償還年次 借入先と協定するものとする。

一、財政其の他の都合に依り翌年度に繰越し借入又は繰上償還をなし据置期間及び償還期限を短縮若しくは低利債に借替をなすことを得

昭和二十六年四月二日提出

岩国市長 津 田 彌 吉

一時借入金について

昭和二十六年年度に於て市費特別会計錦帯橋災害復旧費の予算額内の支出に充当するため左記の一時借入をなすものとする。

一、借入金額 金五千万円以内

一、利率 率 一百円に付き日歩二銭六厘以内
年利率九分四厘九毛以内

一、借入期間 自昭和二十六年四月 一 日
至昭和二十七年三月三十一日

一、借入先 大黨省予金部又は銀行、其の他

但し財政の都合により右期間内に於て数回に分割借入償還し又は繰上償還をなすこととする。

昭和二十六年四月二日提出

岩国市長 津 田 彌 吉

市債起債変更について

昭和二十六年四月二日議決議案第九八号市債起債について中次のように変更する。

一、起債金額「一千万円也」とあるを「二千三百万円也」とする。

昭和二十六年十一月十三日提出

岩国市長 久能寅夫

昭和二十六年岩国市特別会計錦帯橋災害復旧事業費歳入歳出追加更正予算(第一回)

歳入

款項	目	変更		増	減	節	各目	
		予算額	既定額				金額	備考
1 国庫支出金								
1 補助	1 錦帯橋災害復旧費補助	五、四三〇、三三六、五九三、四〇〇	五、四三〇、三三六、五九三、四〇〇	五、四七八、六〇〇		1 錦帯橋災害復旧費補助	五、五七三、〇六四	二六年災上半期収納金五、四三〇、三三六、五九三、四〇〇円
2 国庫負担金	1 災害土木費 1 国庫負担金	四七、〇五一、六六四	四七、〇五一、六六四	四七、〇五一、六六四		1 二五年災害復旧費補助 2 二六年災害同上	一、三九八、〇〇〇 四五、六五三、六六四	二五年災害承認工費五、〇四、〇〇〇円の内二五年度四、〇〇〇円収入済、残り一、〇四、〇〇〇円に対し国庫負担率〇、六九二、三三三、〇〇〇円 二六年災害承認工費六、九、五八、〇〇〇円に対し国庫負担率〇、六九二、三三三、〇〇〇円内五、四三〇、三三六、五九三、四〇〇円収入済

歳出

款 項	目	變更		増	減	節	金額	備考
		予算額	既定額					
1 錦帯橋災害復旧費	1 職員給	三、四一、〇〇〇	七、四三、二〇〇		六、〇〇、二〇〇	2 吏員給	△六八、〇〇〇	
	2 諸手当	一〇一、〇〇〇	一、三六、二〇〇		五八五、二〇〇	3 給料	△一、〇〇〇	
	3 旅費	三二〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇		一、八三六、〇〇〇	4 旅費	△一、八三六、〇〇〇	
	4 需用費	九二四、〇〇〇	二、七六〇、〇〇〇			11 消耗品費	△一九〇、〇〇〇	
						12 燃料費	△九六、〇〇〇	
						13 食糧費	△一、〇〇〇、〇〇〇	
						14 印刷製本費	△七〇、〇〇〇	
						15 光熱及水料	△四、五〇〇	
						16 通信運搬費	△五、〇〇〇	

歳入合計	1 災害土木復旧費債
三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
一〇九、	一〇九、
六八三、八〇〇	六八三、八〇〇
七、四三五、二〇〇	七、四三五、二〇〇
二、四四八、六〇〇	二、四四八、六〇〇
一、三三〇、〇〇〇	一、三三〇、〇〇〇
三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇

5	職員手当	200,000	一人毎月三、九〇〇 一カ月三、九〇〇
6	雑手当	9,000	ホ 職階手当二人 一カ月二、五〇〇
8	報償金	10,000	傷害手当 他謝礼金
9	賃金	55,500	一日四、二人 延三四二×三五〇円 事務用品
11	消耗品費	33,000	消耗器機等 一カ月二、〇〇〇
12	燃料費	5,000	事務所用木炭その他
13	食糧費	500,000	
14	印刷製本費	20,000	設計用紙、その他
15	光熱及び水料	50,000	電灯料 (仮橋事務所 木材倉庫)
16	通信運搬費	51,000	郵便電報料 一カ月一、〇〇〇 電話料〃 一カ月一、五〇〇 小包及び梱包料 一カ月五〇〇

2 工事費 八二、九六四、〇〇〇

八二、九六四、〇〇〇

17	16	33	32	31	30	25	23	22	20	18	17
保管料	通信運搬費	保険料	負担金補助 及び交付金	補償金及び 補填金	引子及び割 引料	備品費	修繕費	委託料	借料及び損料	広告料	保管料
二、〇八八、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇	七、八〇〇	八、〇〇〇	九二、五〇〇	一〇一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	三三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
木材倉庫 三、〇〇〇坪当 り、三、〇〇〇坪の割、五 〇五、〇〇〇円	木材倉庫 三、〇〇〇坪当 り、三、〇〇〇坪の割、五 〇五、〇〇〇円	自動車運搬費（木 材、セメント、鋼 材）及び積卸料 荷重用軌条一〇〇 噸 運搬	労働災害保険料	補償金	二錢五厘（二年分） 一〇、〇〇〇、〇〇〇円日歩	計算器一台三、〇〇〇 自転車一台一、〇〇〇 製図測量器具その 他 五〇、〇〇〇	事務所及び事務用 品等	試験調査一〇〇、〇〇〇 二六耗映画製作その 他 一〇〇、〇〇〇	自動車その他借上 料	新聞その他広告	重要資料及び古材 保存料
木材倉庫 三、〇〇〇坪当 り、三、〇〇〇坪の割、五 〇五、〇〇〇円	木材倉庫 三、〇〇〇坪当 り、三、〇〇〇坪の割、五 〇五、〇〇〇円	労働災害保険料	労働災害保険料	補償金	二錢五厘（二年分） 一〇、〇〇〇、〇〇〇円日歩	計算器一台三、〇〇〇 自転車一台一、〇〇〇 製図測量器具その 他 五〇、〇〇〇	事務所及び事務用 品等	試験調査一〇〇、〇〇〇 二六耗映画製作その 他 一〇〇、〇〇〇	自動車その他借上 料	新聞その他広告	重要資料及び古材 保存料

昭和二十七年岩国市特別会計錦帯橋災害復旧事業費歳入歳出予算

歳入

款項	目	予算額		増減	節	金額	各目明細考
		本年度	前年度				
1 国庫支出金	1 災害土木費	三、六四、〇〇〇	六、四七二、〇〇〇	二九、八五八、〇〇〇	1 錦帯橋復旧 国庫負担金	三、一四、〇〇〇	査定工費国庫負担額七五、四九二、〇〇〇円に付き昭和五年度四〇〇、〇〇〇円、六年度四〇〇、〇〇〇円を指定済残り三、四三〇〇円の国庫負担率充九二、三、〇二、〇〇〇事務雑費三、〇二、〇〇〇円に對し百分の五二、一、一〇三、〇〇〇
2 国庫補助金	1 災害土木費	九、五〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇		1 錦帯橋復旧 国庫補助	九、五〇〇、〇〇〇	
2 県支出金	1 災害土木費	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇		1 錦帯橋復旧 国庫補助	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
3 寄附金	1 寄附金	一、二七、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	1 錦帯橋復旧 国庫補助	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
1 寄附金	1 寄附金	一、二七、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	1 錦帯橋復旧 国庫補助	一〇、〇〇〇、〇〇〇	

歳入合計	7 市債	6 雑収入	5 繰越金	4 繰入金	1 繰入金	1 指定寄附金
	1 災害土木復旧費	1 雑収入	1 繰前越年度	1 繰一般会計	1 繰一般会計	1 指定寄附金
五、九八七、八〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	一九七、八〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇
六八三、八〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇			三、七七〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	
五二、六九六、〇〇〇	三三、〇〇〇、〇〇〇			三、七六九、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
	1 災害土木復旧費	1 雑収入	1 繰前越年度	1 繰一般会計	1 指定寄附金	1 指定寄附金
	一一、〇〇〇、〇〇〇	一九七、八〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	一七五、〇〇〇	一七五、〇〇〇
						錦帯橋災害復旧費
		不用品売却代及び預金利子				指定寄附

歳出

款	項	目	比較		節	各目明細	
			本年度 予算額	前年度 予算額		金額	備考
1	土木費	1 事務費	五、九八七、八〇〇	六、八三、八〇〇	2 吏員給	七、七八、〇〇	事務吏員給料二人
			五、九八七、八〇〇	六、八三、八〇〇		分	技術吏員給料二人
1	錦帯橋災害 復旧土木費		五、九八七、八〇〇	一、〇九、〇〇〇	3 給料	一、四九四、〇〇〇	事務員給料四人分 技術員給料二人分 嘱託給
			六、六五、八七〇	一〇、〇〇三、八〇〇	4 旅費	三、八六、〇〇〇	普通旅費 勤務地手当
					5 職員手当	七、七六、〇〇〇	扶養手当一、四、〇〇〇 超過勤務手当 宿日直手当 職務手当
					6 雑手当	七、〇〇〇	傷害手当
					8 報償金	二、〇〇〇	流失物その他謝礼金
					9 賃金	三、七二、〇〇〇	人夫延一、四八四人分
					11 消耗品費	一、二七、七〇	文具費 写真消耗品 消耗器材 木炭七〇俵代
					12 燃料費	三、〇〇〇	
					13 食糧費	三、一〇、〇〇〇	
					14 印刷製本費	一、五、〇〇〇	設計書用紙印刷代

2 工事費 五〇、三三一、九三〇、九六八、〇〇〇

24	20	17	16	33	32	31	30	25	23	22	20	18	17	16	15
工事請負費	借料及び損料	保管料	通信運搬費	保険料	負担金補助及び交付金	補償金及び補填金	利子及び割引料	備品費	修繕料	委託料	借料及び損料	広告料	保管料	通信運搬費	光熱及び水費
三六、一九六、九三〇	三〇、〇〇〇	三六七、〇〇〇	五七一、五五〇	三、八〇〇	五、八〇〇	五、〇〇〇	二、〇一八、〇〇〇	五〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	三六、〇〇〇	三三、〇〇〇
第三、四、五橋体工事 第三号橋脚桁受工	機械器具借上料	鍛冶屋小屋設備その他	軌条運搬費(九、八九五) 防腐処理木材運搬その他 四二、六五五	労働者災害保険金	失業保険負担金		一時借入金 一、一〇五、〇〇〇 九二二、五〇〇	購入代償還利子	測量及び製図用品	事務所及び事務用品その他修繕料	試験料及び調査費等	自動車その他借上料	新聞その他広告料	重要資料及び古材保管料	電灯料

歳入歳出差引残金なし

昭和二十七年二月二十九日提出

市債起債について

- 一、起債金額 一千一百万円以内
- 一、借入目的 錦帯橋災害復旧費
- 一、借入金利率 年六分五厘以内
- 一、借入先 大蔵省資金運用部、銀行、其の他
- 一、借入時期 昭和二十七年年度、但し借入先と協定するものとする。

岩国市長 久能寅夫

歳出合計				
		五六、九八七、八〇〇	一九九、	
			六八三、八〇〇	
				五二、六九六、〇〇〇
	33	26		
	保険料	原材料費		
			一一、一〇〇、四〇〇	
				六六、〇〇〇
				事、心壁一部工事 左右、両橋台工事の 一部、床固工事、 その他雑工事、 三、五三三、九三〇 木材防腐処理費 二、六六三、〇〇〇 雑工事仮橋補修 一、〇〇〇、〇〇〇 渡船船着場補修そ の他 木材 八、一九三、〇〇〇 セメント 一、九〇一、〇〇〇 その他 一、〇〇七、四〇〇 材料及び倉庫保険 料

一、償還期限 据置期間を含み十五ヶ年以内とする。

一、償還財源 市税其の他一般歳入金

一、償還年次 借入先と協定するものとする。

一、財政其の他の都合に依り翌年度に繰越し借入又は繰上償還をなし据置期間及び償還期限を短縮若しくは低利債に借替をなすことを得

昭和二十七年二月二十九日提出

岩国市長 久 能 寅 夫

一時借入金について

昭和二十七年度に於て、市費特別会計錦帯橋災害復旧費予算額内の支出に充当するため左記の通り一時借入をなすものとする。

一、借入金額 金三千万円也

一、利率 率 一百円に付き日歩二銭六厘以内

年利率九分四厘九毛以内

一、借入期間 自昭和二十七年四月 一日
至昭和二十八年三月三十一日

一、借入先 大蔵省資金運用部又は銀行、其の他

但し財政の都合に依り右期間内に於て数回に分割借入、償還し又は繰上償還をなすこととする。

昭和二十七年二月二十九日提出

岩国市長 久 能 寅 夫

昭和二十七年年度錦帯橋災害復旧費予算編成についての参考資料 (予算案添附)

一、予算編成方針

二十六年年度予算は工事完成迄のものとして認められているので昭和二十七年年度予算は歳入、歳出共左記特別の理由による増加三、〇〇〇、〇〇〇円(一般会計より繰入)を除く他は全部二十六年年度予算より同年度決算見込額を差引いた繰越残額を以って編成した。

二、増額の理由、内訳

A 事務費 三、〇〇〇、〇〇〇円増

内訳

イ 人件費 一、〇九六、二九六円増

ベースアップに伴う二十六年十月以降の給料、諸手当の増加並年末手当等の支給、昇給等による増額

ロ 利子 二、〇九六、八八〇円増

二十六年年度国庫負担金が昨年九月、五四二、〇〇〇円入っただけで残額約二四、〇〇〇、〇〇〇円は三月となり又再三の水害に鑑み基礎工事は濁水期に完成すべく予定を繰上げ実施した為予期以上に借入金が高み且長期に亘ったこと及び二十七年年度も斯うした事態に立至ることが予想され利子の支払額が増加した。

二十六年度不足分

七八、八八〇円

二十七年年度予定 二、〇一八、〇〇〇、〇〇〇円

ハ 修繕料 二〇、〇〇〇円

総計 三、二二二、一七六円

内(三、〇〇〇、〇〇〇円は他の費目を削減し補填
三、〇〇〇円は一般会計より繰入)

B 工事費 総額に増減なし。

但し設計変更等の為「節」の費額に変更あり。

イ 工事請負費 九、四二五、一二四円増

ルース台風に依る増破、賃金単価更正、右岸左岸の取付工事その他雑工事費（従来設計未確定の工事）増加

ロ 原材料費 七、一六八、〇〇〇円減

高欄の設計変更により木材二五五石分減

ハ 其の他 二、二五七、一二四円減

差引総額に増減なし。

備考

「増減」は二十七年度予算額の繰越（残）額に対する増減とす。

（別表参照）

別表

歳入之部

款 項 目	予 既 算 定	二十六年 度決 算見込 額	繰 越 残 額	二十七年 度予 算	繰越額との 対比増減	摘 要
1 国庫支出金	六二、四三、〇〇〇	三九、八五八、〇〇〇	三三、六四、〇〇〇	三三、六四、〇〇〇		
国庫負担金	五三、四三、〇〇〇	二九、三五八、〇〇〇	三三、一四、〇〇〇	三三、一四、〇〇〇		
同 補助金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇	九、五〇〇、〇〇〇		
2 県支出（補助）金	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇		
3 寄附金（指定寄附）	一〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇		

歳出之部

歳入合計	7 市	6 (雑収)	5 (繰越)	4 (繰入)
109,683,800	33,000,000	241,800	3,770,000	10,000,000
55,696,000	13,000,000	48,000	3,770,000	10,000,000
53,987,800	11,000,000	127,800	1,000	—
56,987,800	11,000,000	127,800	1,000	3,000,000
3,000,000	—	—	—	3,000,000
113,683,800	—	—	—	—

款項目	既定予算	二十六年 度 決算見込額	繰越(残)額	二十七年 度 予算	繰越額との対比		摘要
					増	減	
土木費	109,683,800	55,696,000	53,987,800	3,000,000			
錦帯橋災害復旧費	109,683,800	55,696,000	53,987,800	3,000,000			
事務費	10,000,800	6,347,930	3,655,870	6,655,870	(3,307,940)	(3,307,940)	差引増 3,000,000
吏員給	1,037,000	608,943	428,057	778,000	349,943		吏員給、給料職 員手当の合計
給料	2,053,000	956,000	1,097,000	1,494,000	397,000		1,097,000増
旅費	906,000	519,920	386,080	386,000			0
職員手当	1,350,000	923,353	427,647	776,000	348,353		
雑手当	10,000	3,000	7,000	7,000			
報償金	50,000	47,848	2,152	2,000			152
賃金	885,500	514,190	371,310	371,000			310
消耗品費	331,000	134,983	196,017	117,270			78,747

燃料費	六〇,〇〇〇	一六,五四〇	四三,四六〇	一一,〇〇〇		二二,五八〇	二二,五八〇
食糧費	九二,〇〇〇	五九一,六〇五	三二〇,三九五	三三〇,〇〇〇		三九五	三九五
印刷製本費	五〇,〇〇〇	三〇,五一〇	一九,四九〇	一五,〇〇〇		四,四九〇	四,四九〇
光熱及び水料	五五,〇〇〇	一〇,七三三	四四,二六七	三三,〇〇〇		九,二六七	九,二六七
通信運搬費	一四六,〇〇〇	一〇七,三二二	三八,六八八	三六,〇〇〇		二,六八八	二,六八八
保管料	一三,〇〇〇	三,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇			
広告料	三〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	二〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇			
借損料	四九,〇〇〇	一六,八三〇	三二,一八〇	二五,〇〇〇			
委託料	四三〇,〇〇〇	二六〇,九二六	一六九,〇七四	一五〇,〇〇〇			
修繕料	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	〇	一〇,〇〇〇		一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
備品費	三五一,〇〇〇	二五二,五三六	九八,四七四	五〇,〇〇〇			四八,四七四
利子及び割引料	一,三四二,五〇〇	一,三二二,三八〇	七八,八八〇	二,〇一八,〇〇〇		二,〇九六,八八〇	二,〇〇〇
補償金及び補填金	一〇,〇〇〇	三,〇〇〇	七,〇〇〇	五,〇〇〇			一,〇〇〇
負担金補助及び交付金	一一,八〇〇	四,一四一	七,六五九	五,八〇〇			一,八五九
保険料	一一,〇〇〇	二,二〇〇	八,八〇〇	三,八〇〇			五,〇〇〇
工事費	九九,六八〇,〇〇〇	四九,三三八,〇七〇	五〇,三三一,九三〇	五〇,三三一,九三〇		九,四九六,〇七四	九,四九六,〇七四
通信運搬費	一,五〇〇,〇〇〇	五二〇,〇〇〇	九八〇,〇〇〇	五七一,五五〇			四〇八,四五〇
保管料	二,〇八八,〇〇〇	一一〇,〇〇〇	一,九七八,〇〇〇	三六七,〇〇〇			一,六一一,〇〇〇
借料及び損料	三四,〇〇〇	八,九五〇	二五,〇五〇	三〇,〇〇〇		四,九五〇	
工事請負費	五四,七八六,〇〇〇	二六,〇一四,一九四	二八,七七一,八〇六	三八,一九六,九三〇		九,四三五,一二四	
備品費	三三五,〇〇〇	一六,〇〇〇	三一九,〇〇〇	—			三〇九,〇〇〇
原材料費	四〇,九四七,〇〇〇	三三,六七八,九二六	一八,二六八,〇七四	一一,一〇〇,四五〇		六六,〇〇〇	七,一六七,六三四
保険料	—	—	—	六六,〇〇〇		六六,〇〇〇	—

款 項	目	予 算 額	變 更	既 定	增	比 較	節	金 額	備 考	各 目 明 細
1 土 木 費		五〇,〇〇三,〇〇〇		五、九八七、八〇〇		六、九八五、八〇〇				
1 錦 帶 橋 災 害 復 旧 土 木 費		五〇,〇〇二,〇〇〇		五、九八七、八〇〇		六、九八五、八〇〇				
	1 事 務 費	九、〇七二,七〇〇		六、六五五、八七〇	二、四一六、八三〇	五二,〇〇〇				
							4 旅 費	三九〇,〇〇〇		
							5 職 員 手 當	一九一,〇〇〇		
							8 報 償 金	一六〇,六〇〇		
							9 賃 金	△ 五二,〇〇〇		
							11 消 耗 品 費	一三九,七三〇		
							12 燃 料 費	九,〇〇〇		
							13 食 糧 費	一、二九五、六〇〇		
							14 印 刷 製 本 費	四〇,三〇〇		清算書作製
							16 通 信 運 搬 費	三〇,九〇〇		
							20 借 料 及 損 料	八三,六〇〇		
							22 委 託 料	二二六,一〇〇		

歲
出
之
部

歲 入 合 計	1 市 債	1 市 債	1 雜 入
	1 復 旧 費 債	1 災 害 土 木 費	1 雜 入
五〇,〇〇二,〇〇〇	一七,七〇〇,〇〇〇	一七,七〇〇,〇〇〇	六九,五〇〇
五、九八七、八〇〇	一七,七〇〇,〇〇〇	一七,七〇〇,〇〇〇	一九七、八〇〇
			六、七〇〇,〇〇〇
六、九八五、八〇〇			
	1 復 旧 費 債	1 災 害 土 木 費	1 雜 入
	五、七〇〇,〇〇〇		△ 二一八、三〇〇

歳入歳出差引残金なし。

昭和二十八年二月二十七日提出

歳出合計	2 工事費	四〇、九三〇、三〇〇、五〇、三三二、九三〇	四一八、八五〇	九、八三〇、四八〇	16 通信運搬費	四六、三三〇	跡片付諸資材その他運搬
					17 保管料	△ 三七〇〇〇	
					20 借料及び損料	△ 九、二五〇〇	
					24 工事請負費	△ 九、〇五八、六三〇	
					26 原材料費	△ 三五三、〇五〇	
					33 保険料	△ 五一、八〇〇	
		五〇、〇〇一、〇〇〇、五、九八七、八〇〇		六、九八五、八〇〇			

予 算 説 明

岩国市長 久 能 寅 夫

本変更予算は二十七年当初予算より六、九八五、八〇〇円減額となり二十六、七年度を通じての総予算額にも変更はありませんが、渡初式挙行その他状況の変化及び建設省の指示に応じ得るやう編替をすることに致しました。

歳入之部

国庫負担金 一五四、六〇〇円増

国庫負担対象工事額の増加に伴う負担金増額分を計上致しました。

国庫補助金 六、五〇〇、〇〇〇円減

文化財よりの補助金は当初一〇、〇〇〇、〇〇〇円を予定されたが、結局六、〇〇〇、〇〇〇円と決定、その中五〇〇、〇〇〇円は二十六年、二、〇〇〇、〇〇〇円は二十七年収入納済、又残額三、五〇〇、〇〇〇円中一、〇〇〇、〇〇〇円は近く交付の予定なるも二、五〇〇、〇〇〇円は国家財政の都合で延期となり、大蔵省文化財委等の諒

解のもとに取敢えず紐付の起債によることとせられましたので本予算に於ては交付額を三、〇〇〇、〇〇〇円に減額
処理することに致しました。

県補助金 一〇、〇〇〇、〇〇〇円減

既に二十六年分として収納致しましたので削除したものであります。

寄附金 一二五、〇〇〇円減

二十七年に五万円収納、残額に付ては見込薄の為之を削減しました。

一般会計繰入金 三、〇〇〇、〇〇〇円減

市財政を考慮し一般会計より繰入予定のものを起債に振替へることにしたものであります。

繰越金 六、九一二、九〇〇円増

二十六年に於て予定以上の国庫負担金、県補助金を収納し右の繰越金を生じた為之を計上致しました。

雑収入 一二八、三〇〇円減

本年度内の収納見透困難につき現在迄の収納額を除き残額を削減しました。

市債 五、七〇〇、〇〇〇円増

前記文化財補助金二、五〇〇、〇〇〇円及び一般会計繰入金三、〇〇〇、〇〇〇円の身替り財源として起債許可の

内示があり、見透もつきましたので計上致しました(二〇〇、〇〇〇円多いのは操作上予定より多く起債許可があ
った為)

歳出之部

事務費 二、四六六、八〇〇円増

渡初式典費及び清算終了迄の諸経費等を賄うべく計上したものであります。

工事費 九、四〇一、六三〇減

二十六年度に於て予定以上（七、一七九、〇〇〇円増）の工事を実施した上に災害対策関係費等に剰余を生じたので、約二、二二二、〇〇〇円を事務費に振替へた為右の減額となりました。

市債起債変更について

昭和二十七年三月十四日議決議案第四七号市債起債について

一、起債金額 金一千一百万円以内とあるを

一、起債金額 金一千六百七十万円以内に改む。

昭和二十八年二月二十七日提出

岩国市長 久 能 寅 夫

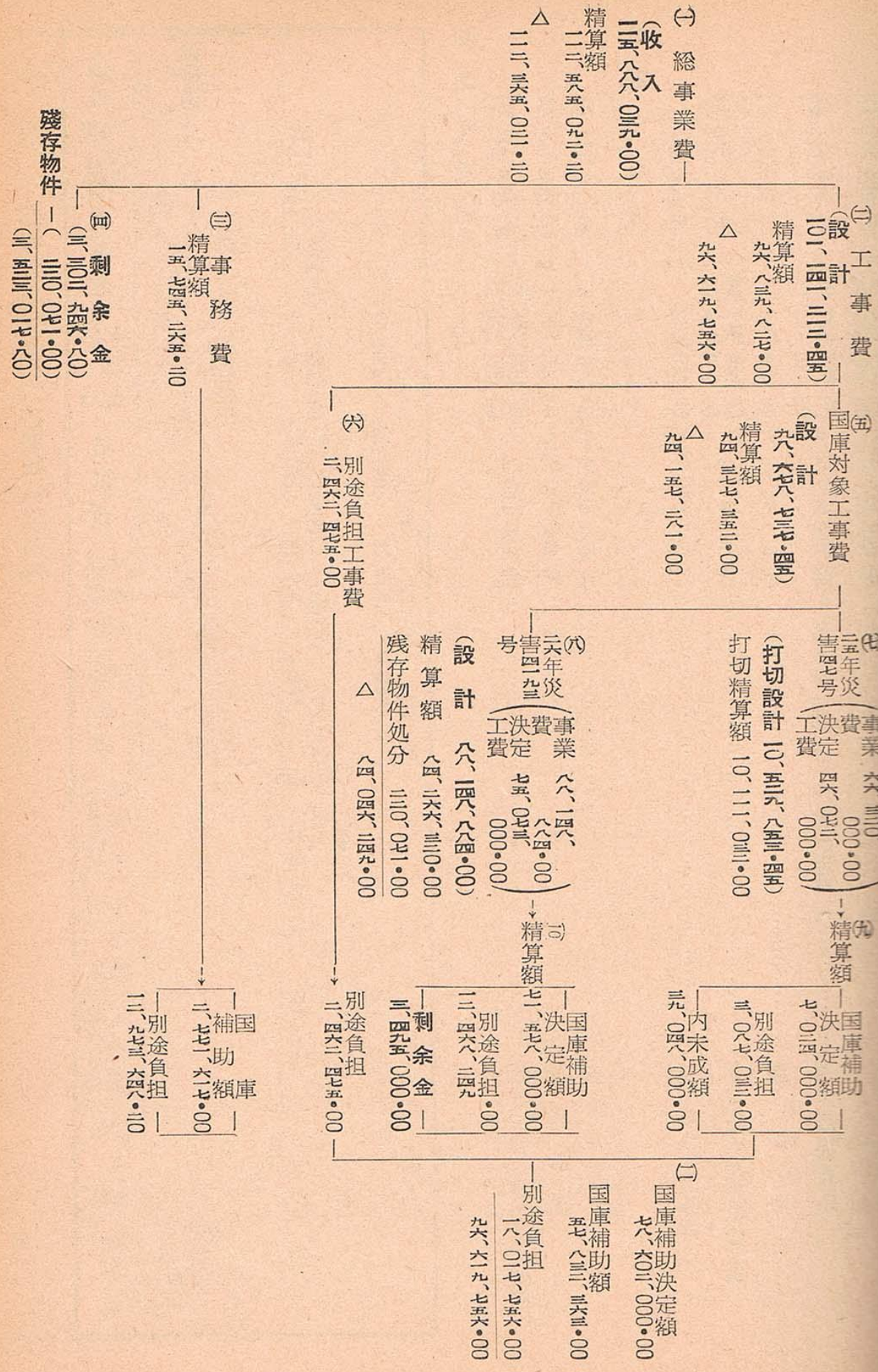
起債変更理由

別途提案致しました昭和二十七年年度錦帯橋災害復旧事業費才入才出追加更正予算説明書「市債の項」記載の如く一般会計繰入金及び文化財補助金の代り財源に求めることとし五百七十万円の増額を必要とするに至りました。尚現在迄に二十七年分として起債を許可されるものは八百二十万円であります。

錦帯橋災害復旧費精算総括表

総事業費	精算事業費	剰余金	国庫補助金 (建設省)	財政補助金 (文化財県)	雑収入	市負担額	工事費精算額	事務費精算額	備考
一一五、 八八八、〇三三・〇〇	一一一、 三六五、〇二二・二〇	三、 五二二、〇一七・六〇	六〇三、 九八〇・〇〇	一五、 〇〇〇、〇〇〇・〇〇	五八四、 〇五九・〇〇	三七、 六七六、九八二・三〇	九六、 六一九、七五六・〇〇	一五、 七四五、二六五・三〇	

精算総事業費 一億一千二百三十六万五千二十一円二十銭也



錦帯橋災害復旧工事費精算総括表

工事名	年災 番工 号事	事業費	工決 事費 定	精 算 額	工精 事算 費定	剰 余 金	年 度 区 分 剰 余 金	補 助 額 庫	精 算 庫 補 助 額	戻 入 金 庫	備 考
錦帯橋	三三	六三三〇〇 〇〇〇・〇〇	四六〇三三 〇〇〇・〇〇	一〇一三三 〇〇〇・〇〇	七〇三三 〇〇〇・〇〇	—	—	—	—	—	打切精算 内未成 〇〇〇・〇〇
	三三	(一〇一三三 〇〇〇・〇〇)	(七〇三三 〇〇〇・〇〇)	〇三三 〇〇〇・〇〇	〇〇〇・〇〇	—	—	—	—	—	
	計	五三一六六 〇〇〇・〇〇	三九〇七三 〇〇〇・〇〇	一〇四六六 〇〇〇・〇〇	七〇三三 〇〇〇・〇〇	三〇四五 〇〇〇・〇〇	(25) 一、〇〇〇・〇〇	三三三 〇〇〇・〇〇	五三〇二四 〇〇〇・〇〇	一、一三三 〇〇〇・〇〇	

(9) 25 年 災 害

10, 111, 032. 00 × 46, 072, 000. 00 = 7, 024, 000. 00 25年災害国庫補助決定額
 46, 072, 000. 00 - 7, 024, 000. 00 = 39, 048, 000. 00 内 未 成 額
 10, 111, 032. 00 - 7, 024, 000. 00 = 3, 087, 032. 00 別 途 負 担 額

(10) 26 年 災 害

84, 266, 320. 00 - 220, 017. 00 = 84, 046, 249. 00 26年災竣功精算額
 84, 046, 249. 00 × 75, 073, 000. 00 = 71, 578, 000. 00 26年災国庫補助決定額
 84, 046, 249. 00 - 71, 578, 000. 00 = 3, 495, 000. 00 剰 余 金
 84, 046, 249. 00 × 39, 048, 000. 00 = 37, 230, 000. 00 25年災剰余金
 84, 046, 249. 00 × 88, 148, 884. 00 = 36, 025, 000. 00 25年災剰余金
 84, 046, 249. 00 × 88, 148, 884. 00 = 34, 348, 000. 00 - 36, 025, 000. 00 = 1, 677, 000. 00 26年災剰余金

84,046,249.00	$\times \frac{14,148,000.00}{88,148,884.00} = 13,489,000.00$	25年災指定工費
14,148,000.00	$- 13,489,000.00 = 659,000.00$	25年災剩余金
659,000.00	$\times 0.699 = 460,641.00$	25年災 国庫負担金
84,048,249.00	$\times \frac{24,900,000.00}{88,148,884.00} = 23,741,000.00$	25年災指定工費
24,900,000.00	$- 23,741,000.00 = 1,159,000.00$	25年災剩余金
1,159,000.00	$\times 0.7 = 811,300.00$	25年災 国庫負担金
84,046,249.00	$\times \frac{29,420,000.00}{88,148,884.00} = 28,050,000.00$	26年災指定工費
29,420,000.00	$- 28,050,000.00 = 1,370,000.00$	26年災剩余金
1,370,000.00	$\times 0.676 = 926,120.00$	26年災 国庫負担金
84,046,249.00	$\times \frac{6,605,000.00}{88,148,884.00} = 6,298,000.00$	26年災指定工費
6,605,000.00	$- 6,298,000.00 = 307,000.00$	26年災剩余金
307,000.00	$\times 0.683 = 209,681.00$	26年災 国庫負担金
460,641 + 811,300 + 926,120 + 209,681	$= 2,407,742.00$	26年災 国庫負担金

錦帯橋災害復旧工事費収支決算表

(昭和二十八年五月三十一日現在)

科 目	入				合 計	摘 要
	二十五年 度決算	二十六年 度決算	二十七年 度決算	(二十八 年度)		
国庫負担金	4,000,000.00	3,626,588.00	3,255,995.00	5,783,333.00	17,665,916.00	一、文化財の元年度補助金は当初見透し困難な状況にありつた為その身変り財源を起債によることとした。
国庫補助金	—	500,000.00	2,000,000.00	(1,000,000.00)	1,500,000.00	
県補助金	—	10,000,000.00	—	—	10,000,000.00	此の起債は一會計に於ける起債の計に於ける起債の振替え之
寄附金	1,000,000.00	11,100,000.00	500,000.00	—	3,965,000.00	

国庫負担金災害別各年度収入状況

(建設省)

災害別	年度別	指定工費	率	国庫負担金		計	備考
				工費	雑費		
二五	二五	四、四〇〇、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	八、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	
	二六	一七、一七二、〇〇〇・〇〇	〇、六九九	一三、〇〇三、二二八・〇〇	六、〇〇〇、一六一・〇〇	一三、六〇三、三八九・〇〇	
	二七	二四、九〇〇、〇〇〇・〇〇	〇、六九九	一七、四〇五、一〇〇・〇〇	八七〇、二五五・〇〇	一八、二七五、三五五・〇〇	
計		四六、〇七二、〇〇〇・〇〇	〇、一〇〇一	三三、四三三、二二八・〇〇	一、五五一、六六一・〇〇	三四、九八四、八八九・〇〇	率変更による増加分
二六	二六	二九、四三〇、〇〇〇・〇〇	〇、六七七	一九、六三三、一四〇・〇〇	九八一、一五七・〇〇	二〇、六四四、二九七・〇〇	二六年度に概算払につき〇、六七七に
二七	二七	—	—	二六四、七八〇・〇〇	一三、二三九・〇〇	二七八、〇一九・〇〇	つき精算払分

歳	繰入金		雑収入		市債		前年度繰越金	合計	出	繰入金
	繰入金	雑収入	雑収入	市債	繰入金	雑収入				
二五	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二六	四、一四五・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二七	五、〇〇〇、〇〇〇・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二八	九、三二八、五九五・〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二九	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
四九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
五九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
六九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九一年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九二年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九三年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九四年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九五年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九六年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九七年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九八年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九九年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一〇〇年	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

に伴う一般会計の資金不足は六年度を予算より繰上充用を行い補填した。従って暫定予算に於て決定した文化財六年度補助金一〇〇、〇〇〇円は一般会計に繰入れの措置を講じ二六年度月二日受入済

差引剰余金

三、三三三、九四六・八〇

災害別	年度別	国庫負担工事	協議外工事	計
二五	二五	四、〇五七、八七二・〇〇	八一、七五〇・〇〇	四、一三九、六二二・〇〇
	二六	六、〇五三、一六〇・〇〇	一五六、六二八・〇〇	六、二〇九、七八八・〇〇
計		一〇、一一一、〇三二・〇〇	二二八、三七八・〇〇	一〇、三四九、四一〇・〇〇
合	計	二二、〇七〇、〇〇〇・〇〇	五七、八三三、三六三・〇〇	六〇、六〇三、九八〇・〇〇

災害別各年度工事費支出一覧表

災害別	年度別	国庫負担額	市費負担額	計	備	工費率 全額	事務費率 百分の五
二六	二六	四九、七八五、〇三三・〇〇	—	五三三、一〇七・〇〇	—	—	—
	二七	三四、四八一、二八七・〇〇	—	一、六九〇、九九〇・〇〇	—	—	—
計		八四、二六六、三二〇・〇〇	—	二、二二四、〇九七・〇〇	—	—	—
合	計	九四、三七七、三五二・〇〇	—	二、四六二、四七五・〇〇	—	—	—

災害別各年度事務費支出一覧表

災害別	年度別	国庫負担額	市費負担額	計	備	工費率 全額	事務費率 百分の五
三五	三五	八〇、〇〇〇	—	八〇、〇〇〇	—	—	—
	二六	六〇〇、一六一	二五八、四三九	八五八、六〇〇	—	—	—
計		八七一、五〇〇	二五八、四三九	一、一三〇、九三九	—	—	—

機種器具	工種	名稱	実施設計金額	請負金額	出来高金額	支払義務額	請負人
	橋脚工	第一号井筒工	一、四三三、八〇五・六八	一、三七七、五〇〇・〇〇	六〇七、四二六・七五	五八七、六九〇・〇〇	日野賢
		第二号井筒工	一、五一四、九〇九・六八	一、四五二、〇六〇・〇〇	一、二二八、三八一・五〇	一、一六七、八三三・〇〇	"
		第三号井筒工	一、六五四、九〇九・六八	一、五八八、一〇〇・〇〇	二四六、五五六・四〇	二三六、六四〇・〇〇	"
		セメント (100屯)	五八〇、〇〇〇・〇〇	五六一、〇〇〇・〇〇	五八〇、〇〇〇・〇〇	五六一、〇〇〇・〇〇	中村商店岩国出張所 山県政春
		鉄筋 (一五、〇〇六屯)	九〇〇、三六〇・〇〇	七六五、三六六・〇〇	九〇〇、三六〇・〇〇	七六五、三六六・〇〇	関西鋼材K・K 木村松一
		" (一〇、〇〇〇屯)	六〇〇、〇〇〇・〇〇	五九〇、〇〇〇・〇〇	六〇〇、〇〇〇・〇〇	五九〇、〇〇〇・〇〇	三泰産業K・K
		" (二六、四三二屯)	九七八、八四〇・〇〇	九三八、五〇〇・〇〇	九七八、八四〇・〇〇	九三八、五〇〇・〇〇	岩根金物店
		井筒香鉄	四九三、四五八・五六	四九三、四三九・〇〇	四九三、四五八・五六	四九三、四三九・〇〇	梶川岩雄
		左右橋台 井筒香鉄	七五八、〇〇〇・〇〇	七二八、〇〇〇・〇〇	七五八、〇〇〇・〇〇	七二八、〇〇〇・〇〇	"
		橋脚井筒用鋼 板(二一、八三三屯)	八四八、六一・四四	七九一、一三六・〇〇	八四八、六一・四四	七九一、一三六・〇〇	大和産業株式会社
		" 山形鋼 (一、二三五・二担)	一六三、六四二・〇〇	一六一、六八〇・〇〇	一六三、六四二・〇〇	一六一、六八〇・〇〇	大星七藏
		" リベット 棒鋼	六九、六九六・〇〇	六五、二五〇・〇〇	六九、六九六・〇〇	六五、二五〇・〇〇	岩根文一
		小計	九、九八六、二三三・〇四	九、五二一、〇四一・〇〇	七、四六四、九七二・六五	七、〇八六、四三八・〇〇	
雑工事		地質調査	一六四、四〇〇・〇〇	一六三、五〇〇・〇〇	一六四、四〇〇・〇〇	一六三、五〇〇・〇〇	荒谷試一
		橋脚取除一号	五八〇、〇〇〇・〇〇	五七〇、〇〇〇・〇〇	五六四、八二六・〇〇	五五五、〇八三・〇〇	日野賢
		橋脚取除二号	九三、二〇〇・〇〇	八八、〇〇〇・〇〇	九三、二〇〇・〇〇	八八、〇〇〇・〇〇	"
		橋脚取除二号	三九三、六八七・〇〇	三七四、〇〇〇・〇〇	三九三、六八七・〇〇	三七四、〇〇〇・〇〇	"
		小計	一、二三一、二八七・〇〇	一、一九五、五〇〇・〇〇	一、二二六、一一三・〇〇	一、一八〇、五八三・〇〇	
機器具		電動力設備費	五三、〇〇〇・〇〇	五三、〇〇〇・〇〇	五三、〇〇〇・〇〇	五三、〇〇〇・〇〇	エビス電工株式会社